

議案第 23 号

大野市休日保育事業実施要綱等の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、
所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市休日保育事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第33号）等の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

大野市教育委員会

（大野市休日保育事業実施要綱の一部改正）

第1条 大野市休日保育事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（対象児童）</p> <p>第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、現に大野市内の保育所、<u>認定こども園又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する地域型保育事業所</u>を利用している<u>同法第19条第2号及び第3号</u>に該当する小学校就学前子どもであって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（対象児童）</p> <p>第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、現に大野市内の保育所又は<u>認定こども園</u>を利用している<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号</u>に該当する小学校就学前子どもであって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

（大野市特別保育事業の実施に関する要綱の一部改正）

第2条 大野市特別保育事業の実施に関する要綱（令和3年教育委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子育てに係る多様なニーズに対応するため、<u>保育所、認定こども園、子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する<u>地域型保育事業所</u>又は介護施設（以下「<u>保育所等</u>」という。）において行う特別な保育事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第4条 事業の実施主体は、大野市とする。ただし、市長が認めた<u>保育所等</u>に事業の実施を委託することができるものとする。</p> <p>(委託の手続)</p> <p>第6条 委託を受けようとする<u>保育所等</u>の代表者は、大野市特別保育事業実施（変更）協議書（様式第1号）に、収支予算書抄本、入所児童数及び配置職員の状況がわかる書類並びに別表第2に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子育てに係る多様なニーズに対応するため、<u>保育所、認定こども園</u>又は介護施設（以下「<u>認定こども園等</u>」という。）において行う特別な保育事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第4条 事業の実施主体は、大野市とする。ただし、市長が認めた<u>認定こども園等</u>に事業の実施を委託することができるものとする。</p> <p>(委託の手続)</p> <p>第6条 委託を受けようとする<u>認定こども園等</u>の代表者は、大野市特別保育事業実施（変更）協議書（様式第1号）に、収支予算書抄本、入所児童数及び配置職員の状況がわかる書類並びに別表第2に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

別表第1（第3条関係）

区分	内容	委託料基準額
障害児 保育事 業	大野市 障害児 保育事 業実施 要綱 （令和 3年教 委告示 第38 号。以 下「要 綱」と いう。 ）の規 定によ り行う 事業	要綱第3条第1号 に掲げる障害児 （以下「中軽度障 害児」という。） のうち、 <u>法第19 条第1号</u> に掲げる 対象児童1人当た り月額75,000 円、 <u>同条第2号</u> <u>又は第3号</u> に掲げ る対象児童1人当 たり月額100,000 円、要綱第 3条第2号に掲げ る重度障害児のう ち、 <u>法第19条第 1号</u> に掲げる対象 児童1人当たり月 額150,000 円、 <u>同条第2号又 は第3号</u> に掲げる 対象児童1人当た り月額200,000 円とし、対象 経費の実支出額か ら寄附金その他の 収入額を控除した

別表第1（第3条関係）

区分	内容	委託料基準額
障害児 保育事 業	大野市 障害児 保育事 業実施 要綱 （令和 3年教 委告示 第38 号。以 下「要 綱」と いう。 ）の規 定によ り行う 事業	要綱第3条第1号 に掲げる障害児 （以下「中軽度障 害児」という。） のうち、 <u>子ども・ 子育て支援法（平 成24年法律第6 5号。以下「法」 という。）第19 条第1項第1号</u> に 掲げる対象児童1 人当たり月額75 ,000円、 <u>同項 第2号又は第3号</u> に掲げる対象児童 1人当たり月額1 00,000円、 要綱第3条第2号 に掲げる重度障害 児のうち、 <u>法第1 9条第1項第1号</u> に掲げる対象児童 1人当たり月額1 50,000円、 <u>同項第2号又は第 3号</u> に掲げる対象 児童1人当たり月

		額と比較して少ない方の額。ただし、保育士等常勤換算1人で処遇できる対象児童は、中軽度障害児2人又は重度障害児1人を上限とする。			額200,000円とし、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額。ただし、保育士等常勤換算1人で処遇できる対象児童は、中軽度障害児2人又は重度障害児1人を上限とする。
延長保育事業	(略)	(略)	延長保育事業	(略)	(略)
一般型一時預かり事業	(略)		一般型一時預かり事業	(略)	
幼稚園型一時預かり事業			幼稚園型一時預かり事業		

(大野市障害児保育事業実施要綱の一部改正)

第3条 大野市障害児保育事業実施要綱(令和3年教育委員会告示第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、保育を要する障害児を<u>保育所、幼保連携型認定こども園又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）</u>第43条第1項に規定する<u>地域型保育事業所</u>（以下「保育所等」という。）に入所させ、集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進する等、障害児に対する適切な保育を行うことについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、大野市に住民登録があり、保育所等を利用する<u>法第19条</u>に規定する教育・保育給付認定子どものうち、集団保育及び日々通所することが可能な児童で、次の各号のいずれかに該当する児童とするものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(対象保育所等)</p> <p>第4条 対象となる保育所等（以下「対象保育所等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する認可された民間の保育所等とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、保育を要する障害児を<u>保育所又は幼保連携型認定こども園</u>（以下「保育所等」という。）に入所させ、集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進する等、障害児に対する適切な保育を行うことについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、大野市に住民登録があり、保育所等を利用する<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項</u>に規定する教育・保育給付認定子どものうち、集団保育及び日々通所することが可能な児童で、次の各号のいずれかに該当する児童とするものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(対象保育所等)</p> <p>第4条 対象となる保育所等（以下「対象保育所等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する<u>大野市内の</u>認可された民間の保育所等とする。</p>

<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市外に所在する保育所等がその所在する都道府県又は市町村から対象児童に対する保育士等の加配に係る財政支援を受けている場合は、当該保育所等は本事業の対象としない。</u></p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
--	--------------------

(大野市保育所等における医療的ケア児の保育利用に関する実施要綱の一部改正)

第4条 大野市保育所等における医療的ケア児の保育利用に関する実施要綱（令和3年教育委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 この事業の対象児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第2号又は第3号</u>に規定する小学校就学前の児童であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 この事業の対象児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号又は第3号</u>に規定する小学校就学前の児童であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。